

岡谷市通学路安全対策会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 岡谷市小中学校における通学路の安全確保に向けた取り組みを関係機関が連携し、継続的に推進するため、「岡谷市通学路交通安全プログラム」に基づき、岡谷市通学路安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関する事。
- (2) 通学路の合同点検の実施に関する事。
- (3) 通学路の安全対策の検討及び実施に関する事。
- (4) 通学路の安全対策の効果把握及び改善、充実にに関する事。
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 対策会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる組織または機関のうちから、岡谷市教育委員会が任命又は委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 対策会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 対策会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

（庶務）

第7条 対策会議の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		組織・機関	
学校関係		岡谷市校長会	
		岡谷市教頭会	
		岡谷市生徒指導推進委員会	
		岡谷市PTA連合会	
地域代表		岡谷市区長会	
行政関係	国	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所岡谷維持修繕出張所	
	県	長野県諏訪建設事務所	
	警察	岡谷警察署交通課	
	市		岡谷市建設部水道部
			岡谷市市民環境部
			岡谷市教育委員会

【平成27年度スケジュール】

	時期	取り組み内容	実施者
①	4～5月	危険箇所の抽出	学校
②	6月	危険箇所のとりまとめ	教育総務課
③	7月22日	【通学路安全対策会議開催】 合同点検実施箇所の設定	通学路安全 対策会議
④	7～8月	合同点検の実施	
⑤	9月	【通学路安全対策会議開催】 合同点検の結果を受けて対策必要箇所の安全対策の検討	関係機関等
⑥	3月	【通学路安全対策会議開催】 対策効果の把握 / 対策の改善、充実を図る	
		通学路危険箇所・安全対策案・安全対策結果の公表	教育総務課
⑦	通年	平成27年度分の安全対策実施	関係機関

*Plan:①～③ / Do:④⑤⑦ / Check・Action⑥